

別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策  
特別資金利子補給金交付要綱

制定 令和 2 年 4 月 3 日  
別府市告示第 1 8 7 号  
改正 令和 2 年 7 月 2 9 日  
別府市告示第 3 3 0 号  
令和 2 年 9 月 2 9 日  
別府市告示第 4 0 2 号  
令和 3 年 1 月 2 6 日  
別府市告示第 3 1 号  
令和 3 年 6 月 2 2 日  
別府市告示第 3 5 6 号  
令和 4 年 5 月 2 7 日  
別府市告示第 2 7 2 号  
令和 5 年 5 月 1 日  
別府市告示第 2 0 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染が拡大していることに伴い、売上高の減少等の影響を受けることが懸念される中小企業者に対して、中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内で別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 5 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金の交付対象者)

第 2 条 利子補給金の交付の対象となる者は、大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資要綱（令和 2 年 3 月 4 日大分県制定）による運転資金融資（以下「交付対象融資」という。）を受けた中小企業者等（同要綱第 1 条に規定する中小企業者等をいう。）であって、次に掲

げる要件の全て（市長が特別の理由があると認める場合は、第3号に掲げる要件を除く。）を満たすものとする。

- (1) 既存の交付対象融資の借換えではないこと。
- (2) 市内に本店又は主たる事業所を有していること。
- (3) 市税を完納していること。

（交付対象利子及び利子補給金の額）

第3条 利子補給金の交付の対象となる利子（以下「交付対象利子」という。）は、交付対象融資の実行の日（同日に交付対象融資の利子が生じない場合は、その翌日）から起算して6月間の利子とする。ただし、支払遅延による利子、交付対象融資の合計額が1億6千万円を超えた場合における当該超えた部分に係る利子、次の各号のいずれかの事由が生じた日以後の期間の利子及び同日以後に支払った利子を除く。

- (1) 事業を廃止したとき。
- (2) 交付対象融資における期限の利益を喪失したとき。

2 利子補給金の額は、前条に規定する交付対象者が支払った交付対象利子の額とする。

（利子補給金の交付申請）

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、交付対象融資の実行後、速やかに別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利子補給金交付申請額計算書（様式第2号）
- (2) 交付対象融資の契約書及び返済予定表の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請の期限は、交付対象融資の取扱期間の末日の翌日から起算して1月が経過する日までとする。

（利子補給金の交付決定等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定し、別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による利子補給金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者は、第3条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(利子補給金の交付請求)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、交付決定に係る交付対象利子の全ての支払を完了した日(交付対象融資における利子の支払が前払いであるときは、交付対象利子の期間の末日。以下この条において「支払完了日」という。)の翌日から起算して30日を経過する日(前条第2項の規定による届出をする場合は、当該届出の日。以下この条において同じ。)又は交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金実績報告書兼請求書(様式第4号)に交付対象利子の支払の事実を証する書面(第8条第2項の規定により提出したものを除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、支払完了日が令和6年4月1日以降である場合は、同年3月31日までに支払った交付対象利子について同日までに、同年4月1日から支払完了日までに支払った交付対象利子について支払完了日の翌日から起算して30日を経過する日までに、本文に規定する利子補給金の交付請求をしなければならない。

(利子補給金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告兼請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金額確定通知書(様式第5号)により当該実績報告兼請求をした者に通知するとともに、利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の概算払)

第8条 利子補給金は、交付決定を受けた者が支払った交付対象利子について、概算払をすることができる。

2 概算払により利子補給金の交付を受けようとする者は、別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金概算払請求書(様式第6号)に交付対象利子の支払の事実を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(利子補給金の返還等)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 交付対象融資を他の目的に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 交付対象融資について大分県信用保証協会が代位弁済したとき。
- (4) 利子補給金の交付の条件に違反したとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和2年9月29日告示第402号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請のあった別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金について適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第2号及び様式第4号の用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則 (令和3年1月26日告示第31号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年6月22日別府市告示第356号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金交付要綱の規定は、令和3年5月1日以後に交付申請のあった別府市

新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金について適用し、同日前に交付申請のあった別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年5月27日別府市告示第272号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請のあった別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金について適用し、同日前に交付申請のあった別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年5月1日別府市告示第202号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請のあった別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金について適用し、同日前に交付申請のあった別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金については、なお従前の例による。